

特集

平成26年分所得税確定申告・平成27年度町県民税申告相談 役場3階大会議室で2月16日(月)～3月16日(月)まで

今年も、休日申告日として2月22日(日)・3月7日(土)に受け付けます。

町では、2月16日(月)～3月16日(月)までの平日に申告相談を受け付けます。平日お仕事等で都合がつかない方は休日申告相談日(2月22日(日)・3月7日(土))をご利用ください。

なお、収支内訳書、医療費控除の明細書は事前で作成してご持参ください。

○申告しなければならない方

①平成26年中に営業、農業、不動産、配当、譲渡などの所得があった方

②給与所得者で、次に該当する方

・給与の年収が20万円を超える方
・年の途中で退職等をして、年末調整をしていない方

・年末調整後に、内容に変更が生じた方

・2か所以上から給与等を受けている方

・給与所得のほかに、①などの所得がある方

・給与所得のみの方でも、事業主から「給与支払報告書」が町に提出されていない方

③公的年金受給者で、次に該当する方

・公的年金収入以外に、所得がある方
・公的年金収入のみで、所得控除を受ける方

④扶養控除・障がい者控除・社会保険料控除・医療費控除・住宅借入金等特別控除・寄附金控除・雑損控除など各種控除を受ける方

※①～④に該当しない場合(例えば、給与所得のみで年末調整を受けている場合や、所得がなく家族の扶養になっている場合)は、申告の必要はありません。

⑤国民健康保険加入世帯の世帯主(ただし、給与所得のみで年末調整を受けている方や、年金収入のみの方は、申告の必要はありません)

※青色申告の方、損失申告の方、土地・建物・株式等の譲渡所得のあった方及び贈与・相続・消費税については、税務署に申告してください。なお、譲渡所得でも内訳書が事前に作成済みの方は町でも受け付けますので、申告期間前に税務課にご相談ください。

⑥東日本大震災により被害を受け、雑損控除の適用を受ける(平成26年1～3月に修理した)方 ※事前にご相談ください。

○申告に持参する主なもの

①印かん(口座振替の申し込みをされる方は、銀行の届出印)

②申告書(税務署から送付されている方)

③申告者名義の口座番号が分かるもの(確定申告での所得税の口座振替による納付又は還付金の受領の口座振込を利用する方)

④平成26年中の所得を明らかにできる書類

・給与・報酬・賃金・年金等がある方は、源泉徴収票(原本)、支払調書(原本)

・営業・農業・不動産所得のある方は、収入及び経費が記載されている収支内訳書(申告前に記入し、必ず控えをとり大切に保管してください)

・配当・一時・雑所得のある方はその所得の内容を証明する書類

⑤控除を受けるための証明書類

・国民年金保険料の控除証明書又は領収書

・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の領収書又は納付額確認書(年金から天引きされている場合は、公的年金等の源泉徴収票に記載されています。)

・任意継続等の保険料の領収書又は証明書

・生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料等の領収書又は証明書

・生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料等の領収書又は証明書



・障がい者控除該当者は、障がい者手帳又は障がい者控除対象者認定書

・医療費控除を受ける方は、支払った医療費の領収書・明細書

・寄附金控除、雑損控除を受ける方は証明書類

・住宅借入金等特別控除を受ける方は必要書類
(広報1月号に詳細が掲載されていますので、ご確認ください。)

⑥ 雑損控除を受けるために必要な書類

・被害を受けた資産、取得時期、取得価格の分かるもの(建物の請負契約書等)

・被害を受けた家屋の取得価格が分からない場合は、その面積が分かるもの(登記事項証明書等)

・被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、修繕費用などの分かるもの(請求書、領収書等)

・被害を受けたことにより受ける保険金等の金額が分かるもの(保険金の支払通知書等)

・市町村から交付された「り災証明書」

○ 申告をしなかったら…

・国民健康保険税の正しい計算ができません。

・次の手続きなどに必要な証明等が行えません。

◇ 国民年金保険料免除の申請

◇ 福祉・扶養・公営住宅関係

○ 国民年金保険料の納付証明書等の添付(提示)義務について

国民年金保険料を社会保険料控除する場合には、1年間の納付額を証明する書類を添付又は提示することが義務づけられています。日本年金機構から納付額を証明した控除額証明書(ハガキ)が送付されますので、申告の際はこの証明書や領収書を必ず持参してください。

○ 国民年金保険料の領収書や控除証明書をなくしてしまった場合は…

年金事務所や専用ダイヤルに、「基礎年金番号」「氏名」「住所」「生年月日」等を申し出て、控除証明書の再発行を依頼してください。

▼ 問い合わせ先

● 宇都宮西年金事務所

☎ 028(622)4281

● 控除証明書専用ダイヤル

☎ 0570(058)555

○ 医療費控除を受けられる方へ

自己、又は生計を同じくする配偶者や、その他親族のために医療費を支払った場合には、医療費控除として控除できます。

医療費の控除を受ける場合は、医療費の領収書を「医療を受けた方」「医療機関」「支払医療費」の順に整理・計算し、事前に医療費の明細書に記入のうえご持参ください。明細書の用紙は税務課窓口にあります。

◇ 必要な書類等

医療機関からの領収書、支払った医療費に対し社会保険などから支給を受けた療養費や分擔費のほか、給付された金額を明らかにする明細書
※介護サービスに対する支払額のうち医療費控除の対象となる金額については、領収書に明記してください。

◇ 医療費控除の対象とならないもの

・医師などへの謝礼
・健康診断や各種予防接種、美容整形の費用
・疾病予防や健康増進などの医薬品や、健康食品の購入費等

○ 新築・購入・増改築等をした方は所得税の住宅借入金等特別控除申告を忘れずに…

平成26年中に住宅ローンを利用して住宅を新築・購入・増改築等をした方は、一定の要件にあてはまれば、住宅借入金等特別控除を受けることができ、所得税が軽減されます。

※この特別控除を受けるには、最初の年に確定申告をする必要があります。

※控除を受けるための各種要件・必要書類については、宇都宮税務署(☎028(621)2151)又は町税務課におたずねください。広報1月号にも詳細が掲載されていますので、ご確認ください。

※申告書の作成など相談を希望される方は、宇都宮税務署特設申告相談会場「マロニエプラザ」又は町役場の確定申告をご利用ください。

○町県民税申告についてのお知らせ

◇公的年金を受給している方へ

- 年金収入のみで、
- ① 65歳未満で年金収入が98万円以上の方
 - ② 65歳以上で年金収入が148万円以上の方
- ①もしくは②に該当している方は、申告期間に町県民税の申告をお願いします。申告で配偶者控除や扶養控除を追加することで、町県民税の額が減る場合があります(他の方と二重で扶養控除をしないようご注意ください)。また、年金からの天引きではなく直接納付している社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除など各種控除を受けの方も申告してください。(広報1月号にも関連記事が掲載されていますので、ご確認ください。)

◇確定申告書や収支内訳書の控えは大切に保管しましょう

来年申告する際の参考資料になりますので、大切に保管してください。また、県や町、金融機関等への手続きの際に使用場合があります。

○e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用される方へ

e-Taxを利用すると、土日、祝日も含めて24時間、自宅やオフィスなどのパソコンで申告書等が作成できますので、非常に便利です。手続き等についての詳細は下記までお問い合わせください。

【e-Taxホームページ】

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

▼問い合わせ先 税務課 住民税係

☎(56)9122

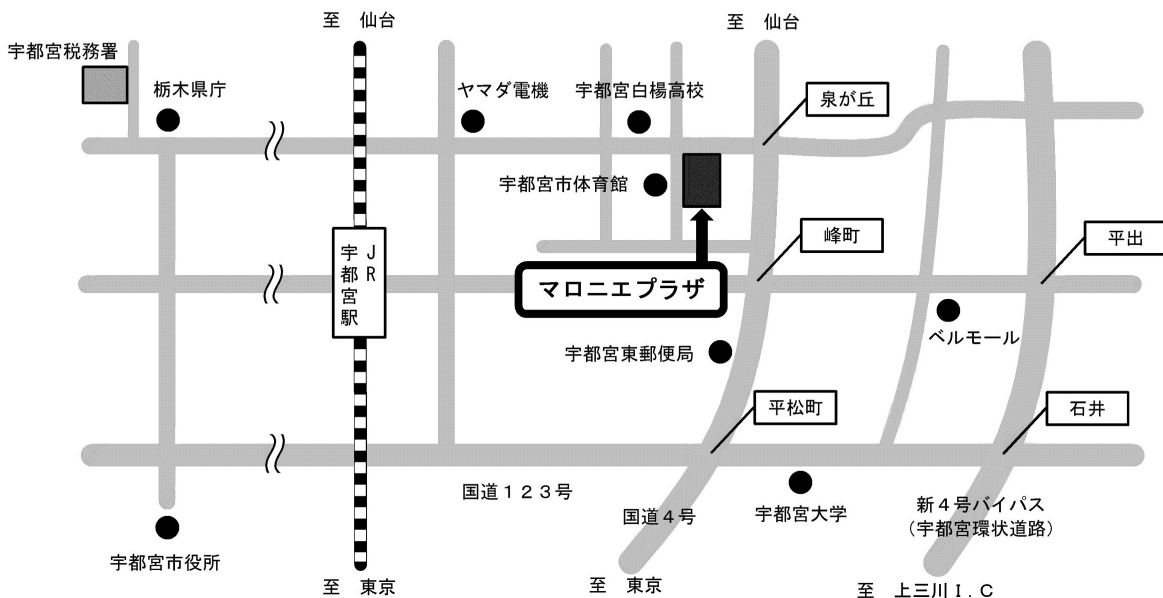
『確定申告会場のお知らせ』

宇都宮税務署では平成26年分の所得税及び復興特別所得税・贈与税並びに個人事業者の消費税及び地方消費税に係る申告の相談と申告書の受付を、昨年に引き続きマロニエプラザで行います。

開設期間は、2月13日(金)から3月16日(月)までとなります。

なお、土・日曜日は開設しておりませんが、2月22日と3月1日の日曜日に限り、マロニエプラザ会場は開設しています。マロニエプラザ会場や駐車場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合があります。また、混雑状況により、受付を早めに締め切る場合があります。皆様のご協力、ご理解をお願いいたします。

なお、会場等についてご不明な点は、宇都宮税務署にお問い合わせください。



交通のご案内

- 徒歩 J R宇都宮駅東口から約15分
- バス J R宇都宮駅西口9番のりば
越戸經由柳田車庫行・越戸經由松下電器前行
「白楊高校」下車(徒歩約3分)

平成26年分所得税の確定申告 並びに、平成27年度 町・県民税の申告相談日程表

▶申告会場=役場 3階 大会議室

▶申告相談時間=午前8時30分~12時、午後1時~5時 ▶受付時間=午前7時40分~11時、午後1時~4時

日 付	地 区 名
2月16日(月)	下町3区・4区・5区・中町・大町
2月17日(火)	上町・東館北部・日産アパート・日産寮
2月18日(水)	三ツ家・常光坊・下町1区・2区・東館南部
2月19日(木)	井戸川・愛宕町・願成寺
2月20日(金)	峰町・睦淵・しらさぎ・マロニエプラザ
2月23日(月)	坂上本田・坂上河原・三本木・桃畑・友愛苑
2月24日(火)	上蒲生北・上蒲生南・上蒲生東・下蒲生
2月25日(水)	五分一・三村・雇用促進住宅・雇用促進住宅南・十三塚
2月26日(木)	大山第1・第2・第3・第4・天神町
2月27日(金)	西町・本町・城台・下多功・多功下坪・下梁・間の田
3月 2日(月)	下神主・上神主・薄市・石田下坪・西田南・西田北・トータスホーム
3月 3日(火)	島崎・石田上坪・鞘堂・西浦・富士見台・県営かみのかわ住宅
3月 4日(水)	上梁・川中子1区・2区・3区・ゆうきが丘第1・第2・第3・第4・第5
3月 5日(木)	本郷台第1・第2
3月 6日(金)	本郷台第3・上郷1区・2区
3月 9日(月)	上郷3区・4区・5区・西蓼沼
3月10日(火)	東蓼沼西・東蓼沼東・中根・向川原・上文挟・西汗上東・露無・ひがしはら
3月11日(水)	東汗東・東汗西・西木代
3月12日(木)	西汗上西・西汗下
3月13日(金)	磯岡・美里・並木
3月16日(月)	予 備 日

●休日申告相談

日 付	受 付 時 間 等
2月22日(日)	申告相談時間 午前8時30分~12時 午後1時~4時
3月 7日(土)	(受付時間 午前7時40分~11時 午後1時~3時)

- 平日お仕事等で都合が付かない方は休日申告相談日(2月22日、3月7日)をご利用ください。
- 期間中は混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。
また、会場の混雑具合によっては午前中の受付でも午後の申告になる場合がありますので、ご了承ください。
- できるだけ自治会割当日に申告くださるよう、ご協力をお願いします。

「税の百人一首」税金は 未来をつくる かけはしへ

協力しよう 日本のために(上)三川中学校2年

小林 直史こばやし なおふみ

宇都宮税務署からのお知らせ

『所得税・消費税の確定申告書は 国税庁HPで作成できます』

平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告は、2月16日(月)から3月16日(月)まで、消費税及び地方消費税の確定申告については、3月31日(火)までです。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、自宅で簡単に申告書等を作成できます。作成した申告書は印刷して郵送等で提出できるほか、作成したデータをe-Taxを利用して提出することができます。

申告等についてご不明な点は、宇都宮税務署にお問い合わせください。

『復興特別所得税』

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。詳しくは、宇都宮税務署にお問い合わせください。

『公的年金等受給者に係る確定申告不要制度』

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が40万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

なお、所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

また、所得税等の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除等の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

詳しくは、宇都宮税務署にお問い合わせください。

『消費税の確定申告をされる方へ』

平成26年4月1日から消費税率が5%(内、地方消費税1%)から8%(内、地方消費税1.7%)に変更されました。

このため、平成26年分の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿等において課税売上げ・課税仕入れの各取引について、事前に適用税率ごとに区分し、それを基に計算していただく必要があります。

▼問い合わせ先＝

●宇都宮税務署

☎028(621)2151(自動音声案内)

●国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)

相続税の課税対象となる方の 範囲が拡大されます!!

平成25年度税制改正により基礎控除の引下げを含めた相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用される主な改正の内容は次のとおりです。

○基礎控除の引下げ

遺産に係る基礎控除額が引き下げられ、相続税の課税対処となる方の範囲(相続税の課税ベース)が拡大されます。

【改正前】

5,000万円+1,000万円×法定相続人数



【改正後】

3,000万円+600万円×法定相続人数

○最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

○特例の適用対象となる宅地等の面積等が変わります。

○未成年者控除や障害者控除の控除額が引き上げられます。

○適用要件の緩和や手続の簡素化など制度の適用要件等が変わります。

▼問い合わせ先＝

宇都宮税務署 資産課税第一部門

☎028(621)2145